

14 狩猟税

(単位 円)

区 分	税 率	調 定 額			
		税 額	件 数		
法第70条 の52第1項	銃 器	所得割額の納付を要する者 (第1号該当)	16,500	21,813,000	1,322
		所得割額の納付を要しない者 (第2号該当)	11,000	176,000	16
	網・ わな	所得割額の納付を要する者 (第3号該当)	8,200	1,525,200	186
		所得割額の納付を要しない者 (第4号該当)	5,500	16,500	3
	空気銃 (第5号該当)	5,500	445,500	81	
合 計			23,976,200	1,608	